

プロジェクト 共通支配下の企業結合

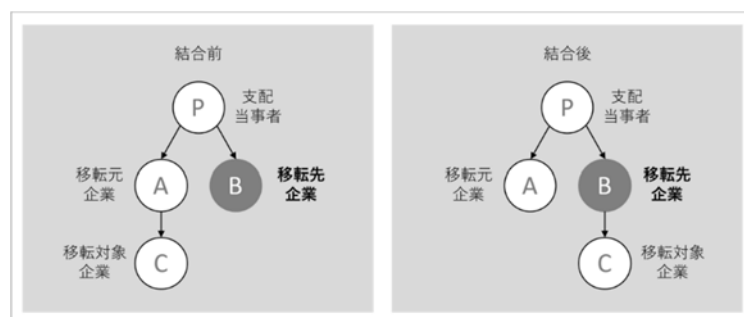
IASB ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」への
項目 対応

I. 本資料の目的

1. IASB は 2020 年 11 月にディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合¹」(以下「本 DP」という。)を公表している。コメント期限は 2021 年 9 月 1 日である。
2. 今後、本 DP へのコメント対応を行うにあたり、ASBJ 事務局において財務諸表の作成者、利用者、監査人に対してどのような形でアウトリーチ(意見聴取)を行うかを検討しており、本資料では、当該アウトリーチ(意見聴取)の進め方の案を記載している。また、事務局による本 DP に対する現時点での気づき事項をお示ししている。

II. アウトリーチ(意見聴取)の進め方の案

3. 本 DP は基本的に、共通支配下の企業結合を対象としている²。IFRS 第 3 号は「共通支配下の企業結合」について、「すべての結合企業又は結合事業が企業結合の前後両方で同じ当事者によって最終的に支配され、その支配が一時的なものではない企業結合」であると定義している。また、本 DP は、移転先企業の会計処理を取り扱っている。



4. したがって、移転先企業が、本 DP が提案する会計処理の影響を受けるのは、次の 2 つの条件をともに満たすような場合であると考えられる。

¹ 本資料では、略称として「BCUCC」という場合がある。

² 親会社と子会社の間に中間会社を設立する場合など、企業結合の定義を満たさない事業の移転を含む。

- (1) 移転先企業が、支配当事者により支配されている。
 - (2) その移転先企業が、同じ支配当事者により支配されている他の企業と企業結合取引等を行う。
5. 事務局の分析では、我が国においては、前項の条件を満たすのは、次のようなケースであると考えられる。
- (1) IFRS 基準を任意適用している子会社（上場、非上場双方）が、他の子会社と企業結合取引等を行うケース
 - (2) 海外に親会社が存在する日本の企業（上場、非上場双方）が、IFRS 基準を任意適用している場合で、その日本の企業が、親会社が支配する他の子会社と企業結合取引等を行うケース
6. 事務局では、前項のようなケースは限定的であり、我が国の企業に与える影響は少ないと考えられるため、実務上の負担の観点で、財務諸表の作成者に広範にアウトリーチ（意見聴取）を実施するニーズは少ないと考えているがどうか。実務上の負担が相当程度予想されるのであれば、IFRS 基準を適用する実務の観点からのインプットをいただきたいと考えているが、そのようなニーズがあるかどうかご教示いただきたい。
7. 仮に、我が国の企業に与える影響が限定的である場合、我が国の財務諸表利用者に与える影響も限定的であり、財務諸表利用者に対して広範にアウトリーチ（意見聴取）を実施するニーズは少ないと考えているがどうか。
8. 仮に上記の想定のとおり、我が国の企業に与える影響が限定的である場合には、ASBJ から提出するコメント・レターは、主として理屈の観点から作成することになると考えられ（現時点での気づき事項は第9項以下に記載している。）、これらを親委員会及びASAF 対応専門委員会で検討することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント1

事務局の分析についてご質問やご意見があればいただきたい。

III. 本 DP に対する事務局の現時点での気づき事項

9. 本 DP の提案に対する現時点での事務局の主な気づき事項は次のとおりである。

- (1) 主要な利用者からの支配当事者の除外
- (2) 移転先企業のコスト
- (3) 公開企業である場合の取得法
- (4) 非支配株主がすべて関連当事者である場合の簿価法
- (5) すべての非支配株主が反対しない場合の簿価法
- (6) 取得法における非対称な会計処理

(主要な利用者からの支配当事者の除外)

- 10. 本プロジェクトでは、支配当事者は移転先企業を支配しており、必要とする情報を移転先企業から入手できることを理由として、支配当事者の情報ニーズを扱わない（非支配株主の情報ニーズを優先する）こととしている。
- 11. 「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）では、一般目的財務報告の主要な利用者は、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者」であるとした上で、これらの主要な利用者の「多くは、情報提供を企業に直接に要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならない。したがって、彼らは一般目的財務報告書が対象とする主要な利用者である」としている（1.5 項）。
- 12. 前項の「概念フレームワーク」の説明は、主要な利用者の多くは情報提供を企業に直接に要求することができないとしているものの、この記述をもって、情報提供を企業に直接に要求することができる場合には主要な利用者ではなくなることはないと考えられる。また、IFRS 基準の体系において支配当事者の情報ニーズを無視することを要求している基準は他にないと考えられ、異例の取扱いであると考えられる。

(移転先企業のコスト)

- 13. 本 DP は、移転先企業の会計処理を取り扱っている。しかしながら、共通支配下の企業結合は、親会社から見れば何も起きていないのと同じである。したがって、仮に移転先企業が共通支配下の企業結合について取得法により会計処理した場合、親会社が連結財務諸表を作成するために移転先企業が親会社に報告するにあたっては、この企業結合の会計処理を消去しなければならない。これは、親会社に報告する目的では簿価法による会計処理を求められることを意味し、企業結合後、移転先

企業が二重の帳簿を維持しなければならないことを意味する。

14. 移転先企業が二重の帳簿を維持するコストを考えた場合、いずれかに統一することが望ましいと考えられるが、親会社が連結財務諸表を作成する上では簿価法に基づく情報が必要となることから、親会社である支配当事者の情報ニーズに応え、簿価法に統一すべきであると考えられる。

(公開企業である場合の取得法)

15. 本 DP は、移転先企業の株式が公開市場で取引されている場合に、共通支配下の企業結合に取得法を適用することを提案している。
16. しかしながら、移転先企業の株式が公開されているか否かによって、当該結合取引の経済的実質が異なるものではないと考えられる。この提案は、客観的で適用が容易であることに着目して採用されたものとされているが、取得法の適用により、比較可能な情報が提供されとは限らないと考えられる。

(非支配株主がすべて関連当事者である場合の簿価法)

17. 本 DP は、移転先企業の非支配株主がすべて（IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」に定義される）関連当事者である場合に、簿価法を使用することを要求することを提案している。これは、移転先企業の関連当事者は情報ニーズを満たすために一般目的財務諸表に依拠する必要はない可能性があるということを論拠としており、また、これにより、取得法に適格となるという目的のみで関連当事者に株式を発行することによって共通支配下の企業結合の会計処理を操作する機会を防ぐことになるとしている。
18. IAS 第 24 号第 9 項は、関連当事者を次のように定義している。

関連当事者とは、財務諸表を作成する企業（本基準書において、「報告企業」と呼ぶ）と関連のある個人又は企業をいう。

(a) 個人又は当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、報告企業と関連がある。

- (i) 報告企業に対する支配又は共同支配を有している。
- (ii) 報告企業に対する重要な影響力を有している。
- (iii) 報告企業又は報告企業の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、報告企業と関連がある。

- (i) 当該企業と報告企業が同一グループの一員である（これは、親会社、

- 子会社及び兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- (ii) 一方の企業が他方の企業の関連会社又は共同支配企業（又は、他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社又は共同支配企業）である。
 - (iii) 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
 - (iv) 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
 - (v) 当該企業が報告企業又は報告企業と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。報告企業そのものがそのような制度である場合には、拠出している事業主も報告企業と関連がある。
 - (vi) 当該企業が(a)に示した個人に支配又は共同支配されている。
 - (vii) (a) (i)に示した個人が当該企業に対する重要な影響力を有しているか、又は当該企業（若しくは当該企業の親会社）の経営幹部の一員である。
 - (viii) 企業（又は企業が属するグループの一員）が報告企業又は報告企業の親会社に経営幹部サービスを提供している。

19. 一般に、IAS 第 24 号のような関連当事者取引の開示は、報告企業と関連当事者との取引は、第三者間 (arm's length) 価格とは異なる価格で行われる可能性があるため、利用者に情報提供をすることを目的としているものと考えられる。本 DP では、関連当事者は情報ニーズを満たすために一般目的財務諸表に依拠する必要がない可能性があるということが論拠とされているが、これもこれまでになかった考えである。

（すべての非支配株主が反対しない場合の簿価法）

20. 本 DP は、移転先企業が簿価法によることを望み、すべての非支配株主がこれに反対しない場合、簿価法によることができることを提案している（いわゆる オプト・アウト）。
21. 既存の IFRS 基準では、すべての株主が反対しない場合に連結財務諸表を作成しないことが認められていたりするが（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」第 4 項）、個別の会計処理について株主が反対しなければ認められるといった例はない。

(取得法における非対称な会計処理)

22. 本 DP は、取得法による場合の対価と受入純資産の差額については、一部、IFRS 第 3 号とは異なる会計処理をすることを提案している。提案をまとめると次のようになる。

	本 DP (BCUCC)	IFRS 第 3 号
対価 $\geq$ 受入純資産	のれん (資産)	のれん (資産)
対価 $<$ 受入純資産	資本の抛却	負ののれん (利益)

23. 共通支配下の企業結合について取得法により会計処理した場合の対価と受入純資産の差額について、対価が大きい場合には資産となるのに対し、小さい場合には負債とならないのは、IFRS 第 3 号でも共通支配下の企業結合でも同じである。しかし、共通支配下の企業結合においては、これを資本の抛却としている。
24. IFRS 第 3 号において負ののれんとなる金額が資本の抛却となる理由が明確ではない。これは「概念フレームワーク」において資本取引が明確にされていないことが一因になっていると考えられる。
25. 議論の過程では、共通支配下の取引においては支配当事者が取引条件を決定することができるため、価格が恣意的になりやすいとの考えが示されていた。関連当事者との取引については、前述のとおり、価格が恣意的であってもなくてもその価格で会計処理をし、取引金額を開示することとしており、この考え方と IFRS 第 3 号と整合的な会計処理は、対価と受入純資産の差額を利益として認識することであると考えられる。利益の認識を回避するために資本取引として扱うことは適切ではない。

ディスカッション・ポイント 2

事務局の現時点での気づき事項についてご質問やご意見があればいただきたい。

以 上